

国民健康保険税納税通知書の 発送および税率の改定

◆納税通知書を発送
今年度の国民健康保険税納税通知書を7月中旬に発送し

納付にご理解とご協力をお願いいたします。
なお、納付には口座振替が便利です。
税務課では、キャッシュカードで簡単に口座振替の申し込みができるサービスを行っています

◆平成31年度(令和元年度)国民健康保険税の税率
地方税法施行令の一部改正等に伴い、国民健康保険税の税率等を別表1・2のとおり改定しました。

◆旧被扶養者減免の減免期間が変更
被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することにより、新たに国民健康保険に加入する65歳〜74歳の被扶養者(旧被扶養者)が、国民健康保険税の減免を受けられる制度です。

◆特別徴収から普通徴収に変更となる場合
昨年度において特別徴収(年金からの天引き)により納付いただいた方でも、今年度から普通徴収(納付書または口座振替による納付)に変更となっている場合がありますので、必ず納税通知書をご確認ください。

◆特別徴収から普通徴収に変更となる主な理由
・世帯主が年度途中で75歳になる場合
・世帯主が国民健康保険から脱退した場合
・65歳未満の世帯員が国民健康保険に加入した場合

◆非自発的離職者の軽減
会社の倒産や雇止めなど、非自発的な理由により離職した方に対する国民健康保険税の軽減制度があります。
▼対象者
・対象者2次のすべてに該当する方
・非自発的離職の理由により離職した時点で65歳未満の方

別表1：平成31年度(令和元年度)国民健康保険税の税率等

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
所得割	6.00% (変更なし)	2.50% (変更なし)	1.90% (前年度比 △0.2%)
均等割	19,000円 (変更なし)	14,000円 (前年度比 △1,500円)	13,000円 (前年度比 △1,000円)
平等割	20,000円 (変更なし)	-	-
課税限度額 (税額の上限)	610,000円 (前年度比 +30,000円)	190,000円 (変更なし)	160,000円 (変更なし)

別表2：国民健康保険税軽減対象
(前年中の所得が表の金額以下の世帯)

軽減割合	平成31年度から	平成30年度まで
7割	33万円	33万円
5割	33万円+(28万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数)	33万円+(27.5万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数)
2割	33万円+(51万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数)	33万円+(50万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数)

※特定同一世帯所属者とは
国民健康保険に加入したまま75歳を迎えたことにより、後期高齢者医療制度へ移行された方(世帯主に変更があった場合は特定同一世帯所属者ではありません。)

世帯の前年中の所得が別表2の金額以下の場合、均等割額と平等割額が定められた割合で軽減されます。今年度から、2割および5割軽減について、軽減判定所得の基準が引き上げられ、軽減対象となる範囲が拡大されました。
※軽減は世帯員全員(所得のない方を含む)が所得申告している必要があります。
所得未申告の方(所得のない方を含む)が世帯内にいる場合、軽減対象外となりますので、申告がお済みでない方は

減免期間の見直し内容

	平成30年度まで	平成31年度以降
均等割	当分の間	国保制度加入後2年間(※)
平等割		
所得割		

※すでに期間を経過している場合は、平成31年4月から減免されなくなります。

◆特別徴収から普通徴収に変更となる理由
・世帯主が年度途中で75歳になる場合
・世帯主が国民健康保険から脱退した場合
・65歳未満の世帯員が国民健康保険に加入した場合

◆非自発的離職者の軽減
会社の倒産や雇止めなど、非自発的な理由により離職した方に対する国民健康保険税の軽減制度があります。
▼対象者
・対象者2次のすべてに該当する方
・非自発的離職の理由により離職した時点で65歳未満の方

◆減免制度
次のような事情がある方は、申請により保険税の減額や免除などが認められることがあります。
・生活保護を受けるなど、貧困により納付が著しく困難と認められる場合
・災害等の被害により生活することが著しく困難と認められる場合
・事業の休止や失業等により所得が激減するなど、特別の事情がある場合(自己都合での退職または事業の休止等された方や、就労が可能な方などは除く)
詳細は問い合わせください。
税務課市民税班
0475(70)0321

一時預かり保育のご案内 〜子育て支援館〜

子育て支援館では、4月から一時預かり保育を実施しています。
利用には「利用登録」および「利用申請」が必要です。
詳細は子育て支援館へお問い合わせください。

◆利用料
・満3歳未満の子ども 1日2,500円
・満3歳以上の子ども 1日1,400円
半日700円

◆利用時間
8時30分〜16時30分(半日単位)

◆利用料
・満3歳未満の子ども 1日2,500円
・満3歳以上の子ども 1日1,400円
半日700円

◆利用時間
8時30分〜16時30分(半日単位)

◆利用料
・満3歳未満の子ども 1日2,500円
・満3歳以上の子ども 1日1,400円
半日700円

◆利用時間
8時30分〜16時30分(半日単位)

児童手当現況届の提出はお済みですか

児童手当の現況届は、毎年6月1日の児童手当受給者の状況を確認し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件(児童の監督保護、生計が同一かどうかなど)を満たしているかを審査するためのものです。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなります。また、提出しないまま2年間経過すると、時効により児童手当の受給権が消滅しますので、必ず提出をお願いします。

子育て支援課児童家庭班
0475(70)0331

(仮称)子育て交流センター の指定管理者募集

1の運営管理について、子育て支援、多世代の交流を通じて児童の健全育成のより一層の充実、施設の機能的な利用を図ることを目的に、指定管理者の募集を行います。

◆応募資格
児童福祉施設または放課後児童健全育成事業(児童保育)の運営実績(委託含む)を有する法人または団体

◆募集要領配布期間
7月22日(月)まで

◆募集要領配布期間
7月22日(月)まで

◆募集要領配布期間
7月22日(月)まで

公立幼稚園を未就園児へ開放

公立幼稚園では、子育て支援の一環として、未就園の親子に園庭と園舎を開放します。お子さんが友達と関わったり、保護者の交流の場になったりするよい機会です。また、この機会に公立幼稚園を知っていただければと思いますので、お子さんと一緒にぜひ遊びにきてください。詳細は直接各園にお問い合わせください。

- ▶実施日
- 大網幼稚園=7月2日(火)・9日(火)、9月10日(火)・17日(火)、10月1日(火)・15日(火)
 - 瑞穂幼稚園=7月10日(水)、9月11日(水)・18日(水)(園庭開放日)・25日(水)、10月2日(水)(園庭開放日)・9日(水)・23日(水)
 - 増穂幼稚園=7月10日(水)、9月11日(水)・25日(水)、10月23日(水)
 - 白里幼稚園=10月16日(水)・24日(木)
- ▶時間=9時〜11時ごろまで

- 園大網幼稚園
0475(72)3008
瑞穂幼稚園
0475(72)0298
増穂幼稚園
0475(72)0299
白里幼稚園
0475(77)2202

